

12/11
五夜

シリーズ 待たなし！ 戦争法廃止

憲法違反の「閣議決定」撤回と戦争法の廃止を求める国民連合政府の樹立に向け、野党がそれぞれの考えを表明しています。その中で、戦争法を全廃するかどうかで意見の違いも出ています。日本共産党は、戦争法（安保法）11本（表）を一括して廃止する立場に立つことが協力の土台だと考えています。

このことから、安倍政権は「切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備」することを掲げた昨年7月の「閣議決定」に基づき、11の法律を一体不可分のものとして考えていることは明らかです。野党側も国会審議で、日本の個々の法律について賛否を問うようなことはせず、戦争法の全体に一括して反対してきました。この経過からいっ

切れ目のない対応
まず、政府が今年5月に国会提出した戦争法案は、①海外派兵恒久法（国際平和支援

違憲立法11本 一体不可分

戦争法の全体像

兵たん支援	●海外派兵恒久法 ●重要影響事態法 ●（関連）船舶検査活動法
集団的自衛権の行使	●事態対処法 ●米軍行動関連措置法 ●海上輸送規制法 ●捕虜取扱い法 ●（関連）特定公共施設利用法 ●PKO法 ●自衛隊法（武器等防護規定など） ●国家安全保障会議設置法（上記10本全体にかかる） ※上記に加え、ACSA（物品役務相互提供協定）改定案が通常国会に提出される見通し



補給艦（中央）をはさみ、併走する護衛艦「ふゆづき」（手前）と、米原子力空母セオドア・ルーズベルト＝10月18日、インド洋（米海軍ウエブサイトから）

経過からも一括廃止が筋

でも、全廃が筋です。個々に見ても同時に、戦争法を個々に見ても、憲法上の重大な問題があることは明らかです。まず、歴代政府が憲法違反と判断してきた集団的自衛権の行使（存立危機事態への対応）を明記した法律が4本。関連するものを加えれば5本です。

加えて、米軍などへの兵たん支援に関する法律（2本。関連法を含め3本）は、歴代政府が憲法違反としてきた「他国の武力行使との一体化」に該当する「戦闘地域」での活動や、米軍などへの弾薬の提供、戦闘発進中の航空機への給油などを含んでいきます。大森政輔元内閣法制局長官は、戦闘発進中の航空機への給油について「一体化の典型であり憲法上認められない」（9月8日、参院安保法制特別委員会）と批判しています。これら兵たん支援に関する法律で、過激組織ISが支配するイラク、シリアへの空襲支援も可能になります。PKO（国連平和維持活動）法改定は、前回（7日付）ふれたように、自分が攻撃されていなくても、「妨害排除」のために敵対勢力を攻撃する「駆け付け警護」などを可能にしています。南スーダンで、来年にも実施される危険があります。自衛隊法改定は多岐にわたりますが、とりわけ重大なのは、同法95条2の「武器等防護」規定です。共同演習などで行動を共にしている米軍が攻撃された場合、自衛隊が相手を攻撃できます。自らが攻撃されていないとしても、海外で他国の戦闘に参加するもの。「フルスベック（全面的）の集団的自衛権であり、明確な違憲条文だ」（9月16日、参院安保特地方公聴会、水口貴央弁護士）との批判が出ています。（竹下岳）